

事務局 只今より、第1回赤井川村宿泊税に関する協議会を開会致します。開会にあたり赤井川村大石副村長よりご挨拶頂きたいと思っております。宜しくお願い致します。

副村長 本日はお忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。又、今回赤井川村宿泊税に関する協議会委員をお引き受け頂きまして誠にありがとうございます。

ご存じかと思っておりますが、赤井川村におきましては平成30年度から3年続けての赤字決算が続いておりまして、財政的にも厳しい状態が続いております。今後も、歳出の削減に関しては、引きつづきこれまで以上務めてまいります。一方、新たな財源の確保と言う事も急務だと考えております。宿泊税につきましては、今年度当初から導入の検討について村長の方から明言させて頂いておりますが、本格的な議論を今回から行われていただければと考えてまいりますので、委員の皆様のご意見の賜を賜ればと考えております。それでは、これより議論に入りますが、今後ともよろしくお祈りいたします。

事務局 ありがとうございます。

では、委員紹介の前に事務局より連絡致します。

本協議会内容は事業者及び住民の皆様にご覧頂くため、本日の協議会内容は赤井川村のホームページに掲載致しますのでご了承願います。

次に委員の皆様をご紹介します。

委員紹介

事務局紹介

では、協議にあたり、赤井川村宿泊税に関する協議会設置要綱第4条に基づき、会長を赤井川村副村長とします。

また、会長の指名により、副会長は特定非営利活動法人赤井川観光協会の朝倉様を指名させていただきます。

なお、要綱第7条に基づき会長が議長となりますので、これより会の進行を議長に移します。

議長 それでは、最初に村の概要・観光客数・税収及び財源の必要性等について事務局の方から説明をお願いします。

事務局 本日の協議会につきましては、村の概要・観光客数・税収及び財源の必要性等について説明させていただきますので、その都度皆様からのご意見を頂き協議していきたくと思っておりますので宜しくお願い致します。

A4横「赤井川村の宿泊税に関する資料」にて説明させていただきます。

5ページまでについては、後ほどご確認頂き、6ページをお開き下さい。

こちらは、赤井川村全体の年間観光入込客数をグラフ化したものになります。

平成27年度からは、「道の駅あかいがわ」の客数もカウントされていることから、100万人を超え、平成29年度は135万人に達しています。

7ページ

キロロリゾートの年間宿泊数推移グラフとなります。

前頁の「観光入込客数」と比例せず、ほぼ横ばい状態となっており、コロナ前は平均20万人が宿泊されました。

8ページ

キロロリゾートの外国人年間宿泊数推移グラフとなります。

平成29年度以降は、それまでの2倍の約9万人となり、多くの外国人観光客が宿泊しています。

9ページ

キロロリゾート以外の主だった宿泊施設の推移表となります。

全体の平均は約3千人弱が宿泊されている状況です。

10ページ

こちらのページは 赤井川村の地方交付税の推移を表しています。平成25年から令和2年度においては、下降傾向でしたが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症対応事業として臨時経済対策が算出されたため増加となっています。

11ページ

赤井川村の税収入の推移となります。

「市町村民税」は着実に増収となっておりますが、「固定資産税」は横ばい状態となっております。大型施設建設等での増収、償却資産の減収が要因となっております。

12ページ

前頁の普通税の推移表となります。

普通税とは「市町村民税・固定資産税・軽自動車税及び市町村たばこ税」を合計したもので、普通税の内、約75%が固定資産税となります。

13ページ

目的税（入湯税）の推移表となります。

入湯税とは「鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課する税」で、課税対象者に対して、「日帰り客に対し、100円/1人・宿泊客1日に対し、150円/1人」の税を納めていただいております。

これまでは赤井川村の状況を説明させて頂きました。そしてここからがこの協議会の本題となって行きます。

14ページ

新たな財源の必要性

1公共インフラ補修及び新設整備等の財源確保（村道・水道及び河川等）老朽化し、走行に支障がある路線の舗装路盤改修が必要（赤井川高原道路）今後も新築されるコンドミニアムの水道供給に対応するため、水道施設の増築が必要（常盤地区）

2村内観光振興財源の確保

減少した観光客の集客のため新たなる取組が必要

増加が見込まれる観光客にニーズ対応するために必要

村として以上のことが必要と考えております。

委員の皆様もご意見有るかと思っておりますので後ほどご発言お願いいたします。

では、具体的にどれ程の財源が必要かと言うと

15ページ

必要な財源額

1. 村道の維持整備（4.3kmの舗装路盤改修）8億円

2. 常盤簡易水道施設更新（未建設のコンドミニウム対応想定）20億円

3. 村内観光振興財源（0.1億円からの増額）0.2億円

と積算しております。

議長

概要等の説明をして頂きました。

最後のところで、必要な財源額は約28億円であると説明がありました。これらについて議論していきたいと思っております。

論点と致しましては、赤井川村が課税する場合に、行政・宿泊業者・観光業者などの視点からどのようなメリット・デメリットがあるか等、自由にコメント頂けたらと考えております。

なお、これ以降の質疑については、事務局側が委員の皆様にご質問させて頂くこともあるかと思っておりますが、ご了承ください。

- 委員A 一番大きい観光施設のキロロリゾートそれに通じて赤井川村の観光の促進を2020年からDMOを立上げ観光を促進することによって、赤井川DMOの趣旨をこの場以外でお話ししていたと思いますけど、第3次産業の観光を村にいかにもコントリビューションしようかと、つまりどうやって皆さんに農家の方も含めて分配しようかと言うのが基本となる。キロロリゾートは大きなリゾートの観光地です。それを何とか還元してコントリビューションする仕組みがDMOである、今回の税に関して、先ほど出た財源の必要なもの、投資会社と話していても一番問題なのはインフラの事、例えばコンドミニアム建てます。確かに水道と言うのはインフラだから村の財源なんだけれども、それがないと立ちませんよ。インフラがなければ立てれない、誘致できないから、水道とかインフラと言うものは必要で明確にわかる。では投資会社からすると、スキー場のインフラは凄いコストが掛かる。リフトの増設だったり、メンテナンスだったり、今回は三年間の施設投資で3億の事業がある。それは村道にある高圧線の取り換えで3億円です。税の目的からすると、お客さんから貰う宿泊税に対して説明が出来るようなものを論議しなくてははいけない。
- 今回の宿泊税に関してはDMOから言っていたとおり、観光をどうやって、コントリビューションするかというのを大きな一つの戦略で、それが宿泊税を財源にすることによって投資をもっとするのか？満足度によって単価を上げるのか？色々な意味で税金の使い方・宿泊税の税金の使い方の論議をしながら進めるべきかなと思っております。
- 事務局 高圧線について話がありましたが、事業としては完了したものなのでしょうか？
- 委員A 工事発注中で、今年が準備期間（初年度）で3年を要します。
- 事務局 キロロリゾートがスタートして初めて高圧線の工事を行っているのでしょうか？
- 事務局 地下埋設の電線ですよ。
- 委員B 32年経過して初の工事です。
- 事務局 今後も30年スパンで高圧線の取り換えが必要とのことですね？
- 委員A はい。これもインフラと言ったらインフラではある。後、リフト等は資産計上と言うと10年に1回でしたか？
- 委員C そうですね。ワイヤーとかサイスター・原動機を変えていかなければならない。
- 委員A 余談ですけど圧雪機は8年で入替し、1機4千万円します。8台所有しているため毎年入替している。宿泊税だから、宿泊の人の為にと言うのもあるんだけど、我々のマウンテンリゾートで、スキー有りきの宿泊だから、理解をして頂けるものと思うんだけど、目に見えるようなインフラと両建てでしようね。後は、今回の宿泊事業者・徴収する業者に対し納得してもらわないといけない。
- 事務局 オーナーからするとマウンテンリゾートに対する資産投資はかなり重い。事務局では、水道施設と道路施設ついて明記させていただいて28億円かかりますよと言うお話ですが、それとは別に30年毎に高圧線の交換で3億円がかかり、インフラとして考えていくべき案件の一つだと言う事と、リフトの改修等について、まとめさせていただけたらと思います。
- 委員A 環境変化により気温が上昇し、降雪量が減少している。これまで、キロロでは10月位から雪が振り出し根雪になるが、今シーズンも前々駄目で11月後半でオープンだったのが、今年も12月1日オープンである。クローズ時期も今まではゴールデンウイークまでと言っていたのが、4月15日位で「厳しい」と話が出て、何とかゴールデンウイークの初めくらいまでは実施したく、人工降雪機の導入と言うのが非常に検討される事項かなと。

委員D お客様にどこまで来てもらうのかと言うことを考えると昔と違って冬のシーズンが極端に短く、夏の稼ぎは難しく、冬が強いイメージがある。それを伸ばすことによっては、この宿泊税に繋がり、お客様に来てもらわないことにはどうにもならないし、それに向けてどうするか、インフラについてもそれが無いことには施設の利用はできないので、道路の整備・高圧線工事、宿泊を増やすために施設を建てますとなった場合に、水だったり、浄化槽だったり色々な物が無いことには建物だけ立ててもどうにもならないことがあるので、あそこのエリア（キロロリゾート）若しくは赤井川村の観光を促進していくと言うところである程度、土台（インフラ）それがあることには、我々としては、投資・建設しようかと言っても、水がないから立てませんよとか、合併浄化槽がないから建てませんよとか、そうやって来ると今が頭打ちになってしまうのが現実だと思う。そこをどれだけ観光のお客様を増やすかと言うと、慢心せずに土台（インフラ）をしっかり指示する必要があるのかと感じる。

委員A 今後、外国人観光客の比率が上がっていきます。2017～18年位のデータでいうと、年間の宿泊者数で日本人が60%外国人が40%だけれども、間違いなく逆転する。外国人の方々に宿泊者から頂くわけだから、外国人にも見えやすい物・何に使っていくのか、説明は考えて行かなければならない。

委員C 私のところは、冬が9対1で外国人が多い。夏は2対8位で、日本人が多い。
委員A 冬と夏を分けて考えるべき。夏の人は払っているけれども、「自分達は冬の為に払うの？」ベースのインフラは別の話で基本となる部分であるけれども、お客さんに見えるような物、満足度とか、夏と冬を分けなきゃいけないと思う。冬を高くするとか（税）

委員B 宿泊の値段によって税金が変わってくれば良いのでは？

委員A そうすると、段階設定を細かくしなければならないので、徴収する我々としては、大変ですね。

でも、やりたいのはその様なことだよな。

冬は、税を高くする、夏は安くする。

率的に出来るか、オペレーション的にできるかは、別問題だけれども、概念としてはそういう考えは欲しいですよ

議長 次の話に関連していることから、資料を説明してから再度お話しをして頂けたらと思いますが宜しいでしょうか？（合意）

では、次の説明をお願いします。

事務局 17ページ

新たな財源の確保について

財源確保方法として、「税から」「税以外から」の2パターンがあり、まず初めに、「税以外からか」を説明致します。

「税以外から」の財源確保として5種類の方法が考えられます。

①分担金 ②負担金 ③使用料 ④手数料 ⑤寄付金があり

18ページ

分担金

地方公共団体が課する受益者負担金の一種。地方公共団体は、特定の多数人または特定の地域に対し利益を与える事業を行うとき、その事業に要する費用にあてるため、その事業によってとくに利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徴収することができることとされている。

例として

赤井川村下水道事業受益者分担金徴収条例

受益者が新たに公共下水道の使用を開始する旨の届け出があつたときに分担金を賦課するものとする。（20,000円）

負担金

国または地方公共団体が行う特定の事業に対し特別の利害関係を有する者に、その事業に要する経費の全部または一部を負担させるために、国または地方公共団体が一方的に課する金銭のことである。

例として

赤井川村高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業条例（抜粋）

入居者は、LSA派遣に要する費用として別表に定める費用負担基準により算定したを負担しなければならない。（0円～4,900円）

19ページ

使用料 こちらは後ほどお読みください。

手数料

行政上は国、公共団体などが特定の者のために行う事務について徴収する料金をいう。地方公共団体は地方自治法（227条）の定めるところにより各種手数料を徴収することができる。

例として

印鑑登録証明書交付手数料 1枚につき 300円

そして最後に

寄付金

20ページ

これらを「規模」「安定性継続性」「受益と負担」別に検証すると、規模が限定的でしたり、継続確保は難しい等の結果となりました。

21ページ

分担金、負担金、使用料、手数料について、明確な受益と負担の対応関係が必要であるが、インフラ整備・観光振興においては、様々な形態があるため、関連付けが容易ではない。このことから、税以外の財源確保の手法は適当ではないと考えられる

22ページ

では、税からの財源とは

1つ目 普通税

地方税法に制限列举された住民税や固定資産税、事業税などの普通税のほか、条例によって用途の制限されない普通税を課することができる。

2つ目 法定外目的税

地方税法に定められた自動車取得税や軽油引取税、都市計画税、事業所税、入湯税といった目的税以外に、条例で新設することが可能である。

税からの財源確保の検討結果

「新たな財源の必要性」の検討結果及び上記のことから、財源の用途は限定されている。このことから、「法定外目的税」を適用とすることが望ましいと思われれます。

23ページ

では、赤井川村の法定外目的税を説明いたします。

赤井川村の法定外目的税は、「入湯税」を設けています。

第143条

入湯税の税率は、入湯客1人1日について150円とする。ただし、日帰り客については1日100円とする。

その用途は、環境衛生施設の整備、鉱泉源の保護管理施設の整備、消防施設その他消防活動に必要な施設の整備、観光の振興（観光施設の整備を含む）に要する費用に充てることとされています。

24ページ

ここからは、他市町村の法定外目的税の一部を説明いたします。

遊漁税

ブラックバス釣りの人気が高まり、釣り人の増加とともに河口湖周辺の違法駐車（路上・河川敷）、トイレの不足による汚染行為、釣り糸及びワーム（擬似餌）の放置による環境面への悪影響が問題となりました。このような状況の中で河口湖の環境を守り、河口湖を訪れた観光客や釣り客の皆さまに、快適なレジャーを楽しんでいただくということで、税収は、環境整備と環境美化の財源として、主に駐車場やトイレの整備、湖畔美化などに使われています。

25ページ

環境未来税

各種の環境施策をより積極的に推進していくため産業廃棄物の最終処分である埋立てに課税し、その税収を様々な環境施策の費用の一部に充てている。

26ページ

使用済核燃料税

発電用原子炉から取り出した使用済核燃料を、使用済核燃料貯蔵施設または再処理施設に搬出されるまでの間、貯蔵されているものについて、課税し防災対策、民生安定対策、環境対策などの様々な事業を実施するための貴重な財源として活用されています。

27ページ

開発事業等緑化負担税

貴重な財産である良好な自然環境や住環境をはじめとする都市環境を将来にわたって守り、その魅力を向上させるため、森林整備、市街地緑化、農地保全に関する事業や山林所有者・市民による里山保全活動への助成などに活用する

28ページ

美作市事業用発電パネル税

現在協議中案件

29ページ

宿泊税

観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるための目的税です。

議長 どのような形で徴収するかとの事で、手数料や使用料等考えられますが、今回の目的に則した場合にはこれらには当てはまらないだろう言う事で最終的な選択肢としては、法定外目的税である宿泊税と言うものに求めて行くしかないのかなと言う結論が、事務局から提案をされたと捉えて頂けたらと思います。

法定外目的税についても、先ほど説明があったとおり、色々なものが全国各地にあります。今回、村では宿泊税という部分で検討したいと言う事で、これについても、再度内容も含めてご意見等ありましたら、発言お願いいたします。

委員B 村で財源を確保するために、宿泊税以外の（法定外）目的税で考えられるものはありますか？

事務局 （法定外）目的税でと言う事で宜しいでしょうか？

議長 もしかしたら、太陽光パネルに課税をしていく等、今後出てくるかもしれませんが、今考える中で、目的がハッキリしている部分とそれを何処に求めているかと言うと、今のところ宿泊税しかないと思います。

委員A 開発行為に税をかけることは可能か？例えばですが、コンドミニウムを建てます、インフラが必要、その財源がない事から、〇〇年かけて毎年〇〇円事業者負担させる事は出来るのか？

議長 既に固定資産税と言うものがあるが、他の税金と二重にならないように確認が必要。

事務局 開発行為に課税は有りかと思うが、二重課税定義を整理していくかこと必要。

委員A 基本には宿泊税で進めることは問題ありません。

スキー場の日帰り客にも課税は出来ないでしょうか？。さきほど話した降雪機については、スキーをする人に課税をしたい。宿泊税以外にも財源を定めていければいいではないか？と言う論議を続けて行きたい。

委員B 海外からのお客様で日帰りの方もかなりの人数がいます。ニセコエリアから色々なところに行っているようです。

委員A 料金を上げればいいだけです。

事務局 税として徴収し、地方公共団体が行える事業に充ててほしいと言う事ですね？（合意）

委員C 税収入によって、何かに運用してもらおうと言う方が明確かなと感じがする。税の収入を確保して、村の財源の中から観光地における道路の整備だとか、欲をいえば人工降雪機買ってよとか、我々の売上と税金での収入、使いみちが明確になればいい。

事務局 そこを上手くデマケーション（役割分担）していかないといけないので、そこをクリアにして行かなければならない。

委員A 宿泊税の名称は法律上決まっているのか？

事務局 決まっています。

議長 一般にわかりやすかどうか、違う名前をつけても宿泊税の方が世の中に認知されている。宿泊税にすると、赤井川村でもやるんだねと捉えやすい。例えば観光税とした場合、宿泊者だけから取るの？と言う話になる。宿泊者から取るから宿泊税という形が名称としては一番わかりやすいのかなと思います。

委員A つまり、日帰り客からは税を取らないと言う事ですか？

議長 現時点では（宿泊税では）。

宿泊税に関しては村で管理している高原道路それから村で管理している水道施設の更新は必要で、それに対して、財源を充てる事はわかりやすいかと考えかと。

委員A この財源が成立した場合に色々なインフラ整備（道路改修水道施設改修）以外には使わないと言う事ですか？

議長 村としては、そこを投資するだけの税があるかという話になるんですけども、後は、どうやって使って行くかと言うのも考えていかなければならないですけども。

事務局 細かい用途については、これから検討していきますので、今、村で考えているのは大まかに、インフラと言う部分をメインにしてプラス観光振興もと考えている。今段階で具体的な用途はないです。今、村では、道路と水道に必要であることを提起させて頂いて、その中で委員さんから、高圧線もこれだけ必要なんだと。

委員A 高圧線に関しては観光振興で良いと思うんですが、インフラと観光振興の割合を半々位にしておかないと思う。

議長 村が考えているインフラの部分は村がやらなければならない事・行政としてやるべき事と思っており、その財源に充てていきたいと考えている。また、もっと自由度の高いものと言う考えかたになるとすれば、もっと議論が必要かと思えます。

委員A 代行して宿泊税を徴収する者はシステム導入代金も必要で、事業者に何かメリットが無いと難しい。

事務局 例えばDMOさんに何かしらの補助金等をだしている所もあり、それはその中で使って頂く等協議させていただいて。

委員A そこをインフラだけにしか使いませんでは困るなと言う話でした。

議長 用途としてインフラ限定と言う考えはしていません。一番先に考えているのは道路の更新だとかと言う部分に関しては、これから必要だよとハッキリしている、又、税収が見えてきた段階で、どのような使い方が出来るのか話をしていかなければならない。

委員C 観光の振興と言うのをどのように捉えて、どのように使って行くのか。そこを考えるべき。

事務局 初めに話していた、三次産業である観光をいかにリンクさせていく話があったと思いますが、今の話は、その論点に行くのかなと私は思いました。

14ページの2番目にある、観光の振興とい部分でいかに地域の中の連携と言うか経済循環をここでスキームをたてる事が出来るかというところを明確にしておくべきかなと思いました。

委員A インフラ整備と観光振興が両立ですよねという言い方だと良いです。中身に関しては、柔軟に出来るようにしていかなければならない。

議長 固定したものだけに使うんだ、と思われなくとも必要。両立は必要だと思っていて、色々考えながらやっていかなければならない。

では、事務局より次の説明をお願いします。

事務局 31ページ

皆様からご意見がありましたが、宿泊税にて財源を確保する内容で進めたいと思います。

宿泊税導入の為の手続き

地方団体は地方税法に定める税目（法定税）以外に、条例により税目を新設することができ、これを「法定外税」といいます。法定外普通税の許可制が同意を要する協議制に改められるとともに、新たに法定外目的税が創設されました。また、特定の納税義務者に係る税収割合が高い場合には、条例制定前に議会でその納税者の意見を聴取する制度が創設されました。

32ページ

地方団体の議会が特定納税義務者に意見の聴取を行い、特定納税義務者は意見の提出を行います。地方団体の議会において条例可決後、総務大臣に対して協議を行います。総務大臣は地方財政審議会に意見の聴取を行い、意見を得ます。また、財務大臣に通知を行い、異議がある場合は、異議が出されます。その後、総務大臣は同意を行います。地方団体は総務大臣の関与に不服がある場合は国地方係争処理委員会に審査の申出を行います。国地方係争処理委員会は関与が不当であると認める時は、総務大臣に対して勧告を行います。

次のいずれかが該当すると認める場合を除き、総務大臣はこれに同意しなければならない。

- (1) 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- (2) 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- (3) (1)及び(2)のほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

35ページ

法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項は次のとおりです。

税の意義を十分理解のうえ、慎重かつ十分な検討が行われることが重要。

(1) 地方公共団体の長及び議会において、法定外税の目的、対象等からみて、税を手段とすることがふさわしいものであるか、税以外により適切な手段がないかなどについて十分な検討が行われることが望ましいものであること。

(2) 地方公共団体の長及び議会において、その税収入を確保できる税源があること、その税収入を必要とする財政需要があること、公平・中立・簡素などの税の原則に反するものでないこと等のほか、徴収方法、課税を行う期間等について、十分な検討が行われることが望ましいものであること。

(3) 法定外税の課税を行う期間については、社会経済情勢の変化に伴う国の経済施策の変更の可能性等にかんがみ、税源の状況、財政需要、住民（納税者）の負担等を勘案して、原則として一定の課税を行う期間を定めることが適当であること。と留意すべきであるとされています。

36ページ

まとめると

1. 十分な検討を行う。
2. 税以外により適切な手段がないかなどについて十分な検討を行う。
3. 税収入を必要とする財政需要があること。
4. 公平・中立・簡素などの税の原則に反するものでないこと。
5. 徴収方法、課税を行う期間等について、十分な検討を行う。
6. 条例可決後総務省協議（協議期間 3ヶ月～2年）

37ページ

では、他官公庁の宿泊税状況について説明します。

課税客体は、

都内市内等に所在する旅館業法の許可を受けて行う施設への宿泊行為

- ・旅館、ホテル営業、簡易宿所営業及び下宿営業
- ・住宅宿泊事業法上の特別民泊施設

納税義務者は、上記施設の宿泊者

課税標準は、上記施設の宿泊数

38ページ

課税免除

- 東京都、一泊1万円未満の宿泊
- 大阪府、一泊7千円未満の宿泊
- 俱知安町では、職業体験を行うもの
- 他、就学旅行やその引率

徴収方法

特別徴収（特別徴収－特別徴収義務者が宿泊者より徴収し納付する。）

39ページ

特別徴収義務者

- ・旅館業法の許可を受けた者
- ・住宅宿泊事業法に規定する認定者
- ・宿泊税の徴収について便宜を有する者

税

東京都	一人一泊		
	宿泊料金が15,000未満のもの	100円	
	宿泊料金が15,000円以上のもの	200円	
大阪府	一人一泊		
	宿泊料金が15,000未満のもの	100円	
	15,000円以上20,000円未満のもの	200円	
	20,000円以上のもの	300円	
京都府	一人一泊		
	宿泊料金が20,000円未満である場合	200円	
	20,000円以上50,000円未満である場合	500円	
	50,000円以上である場合	1,000円	
金沢市	一人一泊		
	宿泊料金が20,000円未満である場合	200円	
	20,000円以上である場合	500円	
俱知安町	一人一泊		
	宿泊料金の2%		
福岡県	一人一泊	200円	
	宿泊税を課している市町村	100円	
	福岡市	50円	
福岡市	一人一泊		
	宿泊料金が20,000円未満である場合	150円	
	20,000円以上である場合	450円	
北九州市	一人一泊	150円	

検討期間につきましては、3年～5年で行う。

40ページ

事務費補助

交付金・補助金及び奨励金で25/1000~30/1000を出している。

また、上限額を設けている団体もある。

目的

内容は様々だが、観光振興を主だった目的としています。

委員A 北海道がどこまで進んでいるのかわかりませんが、北海道との調整が必要であると思う。しかし、赤井川村の方が先行しており、北海道の宿泊税内容はまだ明確ではないですよね？であれば、先に（調整しないで）施行するのはいかがなものか？

事務局 一応、近い年月日で動いているので調整は必要であり、調整したうえで同一の内容にならなかった場合は、理由はこのような内容です。と協議は必要です。

委員A では、既に導入している倶知安（と北海道）の協議はどうなる？

議長 北海道が先行自治体との調整する話になると思います。赤井川村はまだ、今の時点で先行したわけではありません。今の時点では北海道と同じ立ち位置となります。

委員A 北海道と赤井川村それぞれ徴収した場合はどうなるのか？

事務局 北海道が徴収した税収を、市町村にそのまま配分する可能性は低いとおもわれる。北海道エリア全体的な用途に使用する事と思われる。

委員A 税の分配の話ではなく、北海道が財源を元にDMO等への補助制度があった場合、対象であれば補助金が貰えるとの理解で良いか？

事務局 地域が主体となって取り組む観光地づくりへの支援などの事業として、対象であれば貰えるのではないかと思います。

委員C 自分達が集めたお金が配分されないのは不公平である。

議長 （北海道の宿泊税）用途は、北海道が協議している。

委員A 村としては、インフラ（をメイン）に使うとのことで良いですよね？（皆合意）

また、事業者としては、本当に必要な物に使用できるようにしたい。

議長 今の件についてはご意見として、受けたまります。

既に施行している東京都含めて他自治体の事例を出させて頂きました。今後に関しては、このような部分も検討していきたいと思います。

では、次の説明をお願いします。

事務局 税収の概算について

1万円未満を免税、1万以上2万円未満を300円、2万円以上を500円、宿泊者数は年間10万人とし積算すると、年間4千万円強の税収となります。

また、北海道の懇談会での資料と同じ内容で設定した場合、1万円未満を100円、1万以上5万円未満を200円、5万円以上を500円としたら、2千万円程となります。

これに1万円未満を免税とした場合、1千9百万円の税収となります。

この表については積算案でありこの会のなかで協議していくべき案件であります。

委員A 冬と夏のギャップが有りすぎるから、2シーズン制にする検討が必要（税額について）

事務局 単純な段階的定額制では駄目なのではないでしょうか？

議長 実費での段階設定では出来ないのでしょうか？

委員A ADR（客室平均単価）だから、実費では難しい。

実費で計算にするのはシステム上難しい。

議長 その時の宿泊料金に対して単価を乗じて金額を出していくと考えていました。事業者の都合もあるかと思しますのでそれを踏まえて協議していければと思います。

委員A 出来ないことはないけれども。

議長 税設定を複雑にしていとは思っていなく、簡易でわかりやすい形にしたい。

委員A 出来だけわかりやすいのは、一律単価が良い。東京でもADRで行っているのでは？うちの場合は、単価のばらつきがあるので、それも検討しなければならぬ。

事務局
議長 宿泊税は一人1泊に対しての宿泊税をいただいている。
実費にたいして。
年間平均単価を設定したうえで税額も決定し、それに宿泊者数を乗じた金額が宿泊税ではない。

委員D 日毎に金額をだして、宿泊金額によって定められた段階設定から税額を決め料金を定めると言う事ですね。

委員A オペレーションでは、定額段階制はできないと思う。法律上どうなっているのか？

事務局 東京都では、1万円未満は免税・1万円から1万5千円未満は100円・1万5千円以上を200円としている。一人一泊に対して。

委員A 人に対してではなく、部屋に対してではどうなのか？

事務局 基本には一人一泊としている。倶知安町さんでは、食事代が計算できない場合、1食を宿泊料金の10パーセントを差し引いて計算している。例えば、1万円の宿泊料金で食時が3食ついていた場合の宿泊額は7千円となります。

委員A コンドミニウムの場合（季節ごとの定額制）は、赤井川村で独自で作ってもよいのか？

事務局 問題ないかと。後は、それが同意されるかどうか。

委員A この案の方が良いとおもうが、夏冬分けて固定したほうが分かりやすい。

議長 段階はなくした方が良いということですか？

委員A 段階性は良い。夏冬があるから2段階が丁度よい。季節平均単価を設定して行うため。

委員B 今回の導入の考え方と、キロロ以外の宿泊施設について、通常7千円をお盆期間は1万5千円にした場合は、1万5千円に対して税を徴収することか？

議長 その通りであり、事業者に対して説明は必要。
ADRで出来るかどうかと言うのを確認するが、その考えはなかったので調べる。

事務局 課税客体は宿泊行為でなければならないのでしょうか？

事務局 そうなると宿泊税から考えが離れていく。

委員B 税を納めるタイミングはいつになるのか？

事務局 基本的には毎月ですが、そのあたりは協議して3ヶ月まとめて等設定は出来るかなと。

事務局 課税客体が事業者に対しての課税と言う考えであるならば、アベレージの価格設定でも良いのかなと思うけれども。

委員A なるほど、駄目だね。

議長 あくまでも宿泊する人に対して課税する物である。（皆合意）

委員C システムを改修をしなければならない。入湯税の場合は金額が決まっているため算出しやすいが、段階的定額制はハードルが高い。

委員A 海外むけのパッケージは部屋貸しである。何人泊まろうが1部屋だから、税金は清算じに払って下さいと言う事になる。

議長 部屋貸しの場合も検討（一人一泊ではなく、一部屋一泊）したが、結果的には部屋の単位ではなく、一人単位となりました。

委員A システムも考えます。一人単位は了解しました。後は、わかりやすい徴収しやすい制度については皆同意ですね。わかりやすいのは一律だが、段階設定は必要。

議長 ADRではない場合は大丈夫でしょうか？

委員A 決定ではないが案としてはとりあえずそれで進めて行く事で良いです。

委員D キロロ以外で、1万円を超える事業者はあるのか？

事務局 確認中です。

委員A 民泊はどうなるのか？

事務局 基本、宿泊行為に対しての課税なので、民泊も宿泊行為と言う意味では同じなので、宿泊税と言う名前がついている以上、入れざるは得ないです。

議長 東京都は民泊を入れていない理由は？

事務局 民泊制度が始まる前に宿泊税を施行し、それを改正していない。それ以外の自治体は民泊が始まってからの宿泊税施行のしているため、民泊も該当しています。

議長 これからは、新たな事業者もでてくるかもしれない。

委員A 季節で1万円(免税)をこえている所がでてきたら、それは徴収するしかない。

委員B そうするしかないですね。

議長 他の小規模企業がそれをこえたら(免税1万円)、徴収しなければならないのであれば、それ以上の料金設定しないのでは？

委員A 外国人が経営している民泊等は免税以上の価格設定にするかもしれない。今後、外国人経営の宿泊施設(民泊)は増えると思う。赤井川村に泊まりキロロ・余市・ニセコへ行ったり、活動拠点としては悪くないですよ。民泊されている方もそれなりの根拠があって経営されている。数年後には、単価を上げて商売をすると思う。

議長 今の時点ではこれで決めていく中で、金額については別にして、課税非課税の形を取りたいと考えています。今後変化があれば、その時に考えて行く事でいかがでしょうか？(皆合意)

委員B 事務費補助の件は、どのようになるのでしょうか？

事務局 25/1000~30/1000のところが多い。委員さんからの意見を頂けたらと思います。

委員A 他の自治体にあわせて25/1000にした方が説明がしやすいのでは？

事務局 了解しました

また、免税については皆さま合意でよろしいでしょうか？

各委員 はい。

事務局 富裕層ではない方も旅行をする権利がある。そのためには非課税の設定が必要である。村には1万円未満の宿泊施設等があり、そこを利用する方々には負担を求めるべきではないと思いますが、いかがでしょうか？(皆同意)

委員E 金額に関しては、調査説明等行うことで大丈夫かなと、中小企業への配慮として免税点は良い。インボイス物価高の影響で値上げをする可能性はある。食事代を差し引く事なので、そこまで超えるところはないのかなと、また、今は工事関係者のお客が多いところでは、値上げするという事は無いのかなと思うがその時に検討して頂けたらと思います。

事務局 免税点については1万円を基本とし事務局で確認させていただきます。次回は、令和5年12月に第2回協議会、令和6年2月に第2回協議会を開催予定としております。又、パブリックコメント及びアンケート実施しパブリックコメントは第2回、アンケートは第3回の協議会に報告したいと思っております。

本協議会で協議した内容は税条例案の基礎となりますが、協議会案イコール宿泊税条例では無いことをご理解願います。

では、赤井川村宿泊税に関する協議会第1回を終了させていただきます。ありがとうございました。

議長 色々ご意見を頂きましたが、次回の協議会においては、宿泊税の概要等を案として提出したいと考えていますので、その際も皆さんお集まり頂きご意見を賜りたいと思いますので宜しくお願い致します。